

議員全員協議会

日 時	令和 8 年 1 月 20 日（火）閉会中	10時57分 開会 11時49分 閉会
場 所	相良庁舎 4 階 大会議室	
出席議員	議長 16 番 原口康之 副議長 15 番 谷口恵世	
	1 番 中山尚大 2 番 篠崎朗子 3 番 荻田信行	
	4 番 畑 政之 5 番 出縄耀戸 6 番 菅沼保弘	
	7 番 鈴木長馬 8 番 石山和生 9 番 絹村智昭	
	10 番 名波和昌 11 番 加藤 彰 12 番 木村正利	
	13 番 松下定弘 14 番 濱崎一輝	
欠席議員		
事 務 局	局長 前田明人 次長 浅井大典 総括主幹 原口 亨 書記 増田奈菜子	
説 明 員	中部電力（株）原子力本部本部長 豊田哲也 中部電力（株）浜岡地域事務所 榎尾一秀 中部電力（株）浜岡地域事務所 総括・広域グループ長 松井剛士 中部電力（株）浜岡地域事務所 地域グループ長 藪下和生	
傍 聴	静岡新聞、中日新聞、朝日新聞 読売新聞、共同通信 静岡朝日テレビ	

署名 _____ 議長

[午前 10時57分 開会]

開会の宣告

○議長（原口康之君）

それでは、少し時間前ですが、全員協議会を開会いたします。

牧之原市議会全員協議会規定第3条第2項の規定に基づき、報道機関により写真撮影、録音、録画、放送等の申出があり、許可しておりますので、ご承知おきください。

協議に入る前に、中部電力株式会社より、原子力本部豊田哲也本部長より発言の申出がありましたので、許可をいたします。

豊田本部長。

○中部電力（株）原子力本部本部長（豊田哲也氏） 今日、皆様お忙しい中、こういう時間を、我々のご報告させていただき時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、このたび、浜岡原子力発電所3号機及び4号機の基準地震等の策定に関しまして、不適切な取扱いをしていた疑いがある事案を発生させ、誠に申し訳ございません。地域の皆様に多大なご心配やご迷惑をおかけしたこと、心より深くおわび申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

本事案は、地域の皆様からの当社原子力事業に対する信頼を失墜させ、事業の根幹を揺るがしかねない、極めて重大な事案であるというふうに深刻に受け止めております。

当社は透明性、中立性、公正性を確保いたしまして、事実関係及び原因の調査、再発防止対策の検討等を行うため、外部専門家のみで構成する第三者委員会を設置することを決めました。現在、この第三者委員会において調査が始まっております。我々としても、その調査に全面的に協力してまいりたいというふうに考えております。

また、1月7日の原子力規制委員会において本事案が報告され、翌週1月14日の委員会におきまして、報告聴取等の制度上の措置並びに原子力規制検査等を通じた詳細な事実関係の把握、そして新規制基準適合性審査の取扱い等につきまして決定がなされました。

本日は、事案の内容と国からの指示につきまして、ご報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

2 協議事項 (1) 浜岡原子力発電所の不適切事案に係る中部電力からの説明及び質疑について

○議長（原口康之君）

それでは、2番の協議事項に入っていきます。

(1) 浜岡原子力発電所の不適切事案に係る中部電力からの説明及び質疑について、これより中部電力さんのほうから、お願いいたします。

松井グループ長。

○中部電力（株）浜岡地域事務所統括・広報グループ長（松井剛士氏）

それでは、私から事案の内容、そして1月14日の原子力規制委員会の結果について、ご

説明をいたします。

それでは、まず資料の4ページをご覧ください。

資料4ページ、今回の事案については、新規制基準適合性確認審査における浜岡原子力発電所の基準地震動の策定に関して、不適切な取扱いがあったということになります。

資料上から4行目にございますように、この浜岡原子力発電所の地震動の評価における代表波の選定が、審査会合での当社による説明内容と異なる方法や意図的な方法で実施されていた疑いがあることが確認されました。これについてご説明をいたします。

まず、最初に経緯についてご説明をいたします。ページ飛んで、9ページをご覧ください。

9ページに、判明までの経緯としてまとめております。下から2段目のところに、2025年5月から10月とございます。基準地震動については、2023年9月に、一旦、審査の中で確定をしておりましたが、昨年5月に原子力規制庁から、この当社の基準地震動の策定に関する調査の連絡がございました。

この連絡を受けて、原子力規制庁との面談の中で、当社の基準地震動の策定の方法、具体的には断層モデル法に基づく計算方法などについて、面談の中で説明をいたしました。

10月になりまして、当社の説明内容を裏づけるエビデンスとして、当社の委託先が作成した報告書などを提出するよう要請がございました。このため、社内で過去の委託先の報告書などの確認を行っていたところ、当社が審査会合で説明した内容と異なる方法や意図的な方法で実施されていた疑いがあることを確認いたしましたので、12月に社内調査を開始するとともに、原子力規制庁に報告をいたしました。

その後、社内調査と並行して第三者委員会の設置などの準備を進めて、1月5日に公表をいたしました。

それでは、実際に、この基準地震動の策定の方法で、どのようなことがなされていたのか、ご説明をいたします。

まず、次のページ、10ページをご覧ください。

こちらは基準地震動を策定する際の流れ、フローになります。

左側に敷地ごとに震源を特定して策定する地震動、右側に震源を特定せず策定する地震動とございますが、基準地震動はこの両者を考慮して策定をいたします。今回の事案については、左側の敷地ごとに震源を特定して策定する地震動に関するものです。

この震源を特定して策定する地震動については、浜岡原子力発電所に対して大きな影響を及ぼすと思われる具体的な地震を想定いたします。これを、左側中段にございますように検討用地震と呼んでおります。この検討用地震は、地震の発生様式、こちらに3種類示しておりますけれども、プレートとプレートの境界面がずれることによって発生するプレート間地震、また、陸側のプレートの中の断層がずれることによって発生する内陸地殻内地震、そして、海側のプレートの中の断層がずれることによって発生する海洋プレート内地震、それぞれについて具体的な地震を想定いたします。

トータルでこれらを想定した地震については、この3種類の右下のところに小さく記載しておりますが、225ケースの地震を想定いたしました。この225ケースそれぞれの地震について地震動評価を行い、その中で浜岡原子力発電所に最も影響が大きいと思われる地

震動を幾つか基準地震動として策定いたします。

今回の事案については、この検討用地震225ケースの地震動を評価する際に、赤枠で囲んでありますところに、応答スペクトルに基づく手法と断層モデルを用いた手法という2種類を使いますけれども、この断層モデルを用いた手法に関するものになります。

ページ戻りまして、7ページをご覧ください。

この検討用地震の地震動評価、審査会合ではどのように説明していたのかということ、まずご説明をいたします。7ページの資料は、実際に審査会合の資料から抜粋してきたものになります。

断層モデルを用いた手法で地震動を評価する際には、乱数を使ってランダムに計算条件の異なる複数の計算を行って地震動の評価を行います。審査会合では、これを20回計算をして、20個の地震の揺れというものを計算して作成をいたします。

こちらの資料、右側のグラフをご覧くださいますと、これは225ケースの中の一つであるA-17断層による地震の地震動を評価した際のグラフになります。

先ほど申しあげましたように、ランダムに計算条件を変えて地震動の計算を20回行って、20組の地震動というものを作成いたします。これがこのグラフの中の灰色の線で示されている波になります。この20組の波の平均を取ったものが、黒い線で示してある線になります。この黒い線に一番近い20組の中の地震動一つを選びまして、それを今赤い線で示しておりますが、この赤い地震動がA-17断層による地震を代表する地震動である代表波として選定をするということを審査会合の中でご説明をしておりました。

しかしながら、実際に行っていた方法というのは、次のページ、8ページをご覧ください。

8ページにございますように、実際に行っていた方法が二つございます。まず一つ目の方法①について、左側の図をご覧ください。先ほど審査会合では、20組の地震動とそこから代表波を選定するといった説明をしておりましたけれども、この20組の地震動と代表波のセットというのを一つではなく、あらかじめ多数作成し、例えば、100セット作成して、この中から一つのセットを選んで、それを審査会合の中で、先ほどのようなご説明で提示をしておりました。この方法①については、実際に行っていた方法が審査会合での説明と異なっているということが問題になります。

もう一つ、多数作成したセットの中からどのように一つのセットを選んだのか。このときに技術的な判断によって選んだのであれば、そこに技術的な問題はありませんけれども、もし意図的に一つのセットを選んで審査会合で提示をしていたとすれば、これは問題になると考えております。こういったところについては今後調査が進められます。

二つ目の方法②については、先ほどご説明したようなランダムに計算条件を変えた計算を20組ではなく、あらかじめ多数、例えば、数千組行って、その中から当社が、その地震の代表波とするものを意図的に一つ選んで、当社が選んだ地震動が平均に最も近くなるように残りの19組の地震動を選んで、20組の地震動のセットを作成したという方法になります。こういった方法を行っていたことが判明し、原子力規制庁に報告をしたものになります。

続きまして、6ページをご覧ください。

こうした事案が判明したことから、6ページにございますように、透明性、公正性を確

保して調査を行うために、当社から独立した外部の専門家のみで構成される第三者委員会を設置いたしました。

(1) にございますのが、この第三者委員会の構成になります。各委員とも当社との間に利害関係はございません。

この第三者委員会での調査の内容としては、(2) に委嘱事項の概要として記載をしておりますが、本事案に係る事実関係の調査・認定、またそれに基づく評価や原因分析、さらに再発防止対策の提言まで行っていただきます。

この第三者委員会による調査の独立性・中立性及び実効性が確実に担保されるように、当社は、当該の調査に全面的に協力をしてまいります。

続きまして、ページ飛んで15ページをご覧ください。

今回の事案に関しまして、15ページで示しているのは経済産業省のホームページの内容になります。1月5日に経済産業省から、電気事業法106条に基づく報告が求められております。

1の概要のところを少し強調して字を大きくしておりますが、求められている報告の内容としては、1の4行目の後半にありますように、本事案の事実関係及び経緯について徹底的に調査を行った上で報告すること、及び本事案の発生原因を特定・整理した上で、実効的な再発防止対策を取りまとめ、併せてほかの類似事案の有無等について報告するよう求められております。これにつきましては、受領した文書で4月6日までに報告するよう求められております。

次の16ページをご覧ください。

ここからは、1月14日に開催されました原子力規制委員会の結果について、ご説明をいたします。

次の17ページをご覧ください。

こちらは、本事案を受けて、1月14日に原子力規制委員会で議論された資料の内容になります。ポイントになる部分は赤字にして示しております。

まず、1月14日の原子力規制委員会では、1の趣旨にありますように、当社に対する報告徴収命令の発出の決定と、今後の原子力規制庁の対応方針について了承をされております。

まず、当社に対する報告徴収命令ですが、3、別紙と赤字で示しておりますが、こちらについては21ページをご覧ください。21ページが、この別紙の内容、報告徴収の内容になります。

報告を求められている内容としては、21ページの下赤枠で囲んでおります5項目。一つ目は、まず、本事案の事実関係及び経緯。二つ目については、本事案の直接的な原因及び根本的な原因。三つ目としては、第三者委員会の調査結果。そして、四つ目が、今回の事案が確認された申請に係る同様の事案の調査結果。五つ目は、これらを踏まえた是正措置、再発防止対策について報告するよう求められております。

これらの報告については、一つ目の事実関係及び経緯については、本年3月31日までに、残りの(2)から(5)までについては、まとめ次第、遅滞なく報告するよう求められております。こちらについては、既に原子力規制委員会からの指示文書も受領をしております。

今回の報告徴収命令についても、適切に対応をしてまいります。

ページ戻りまして、18ページをご覧ください。

18ページにございます、4、原子力規制庁の今後の対応方針について、ご説明をいたします。

まず、①にありますように、今回の新規制基準適合性に係る申請の取扱いとしては、申請書や、また説明資料について信頼性が損なわれている状況であることから、審査を行うことはできないとされております。具体的には、審査会合、ヒアリング、面談等を実施されないこととなりました。

また、②として、当社に対する原子力規制検査が行われることとなりました。これは、原子力規制検査のうち、基本検査として、当社の審査資料作成作業に係る品質管理に対する保安規定の遵守状況などについて確認されることとなりました。

原子力規制検査について少し補足をいたします。22ページをご覧ください。

22ページは、原子力規制検査の種類について示したものになります。今回は一番上にあります基本検査として検査が行われます。基本検査の中には、日常検査とチーム検査とございます。チーム検査というのが、特定の検査対象を定めて検査官でチームを編成して検査を行うといった検査になります。今回、当社に対する基本検査として、当社の審査資料の作成作業に係る品質管理などについて、これを検査対象として定めて、このチーム検査が行われるものと考えております。

この検査の状況については、適宜、原子力規制委員会に報告をされます。また、この検査結果を踏まえまして、規制上の措置などが原子力規制委員会の中で議論されることとなります。

続きまして、ページを戻っていただいて19ページをご覧ください。

19ページの(2)にございますが、こちらは、今回の新規制基準の申請とは別に浜岡原子力発電所に係る許認可の申請等がございますので、この取扱いについて示したものになります。

現在、新規制基準の適合性に関する申請とは別に、浜岡原子力発電所に係る許認可の申請等としては、赤枠で囲んでおります①から⑤まで5件ございます。

このうちの①から④までの4件については、直接施設のリスク低減をもたらす性質の内容ではなく、また、本事案を踏まえると、申請の内容について信頼性を疑わざるを得ない状況であることから、これら4件については、審査や検査は行われなかったこととなりました。これら4件が審査、検査が行われない場合であっても、直ちに浜岡原子力発電所の運営に支障を来すようなものではございません。

ただし、④の放射性廃棄物に係る廃棄物埋設確認申請について検査等が行われなかったことになりましたので、今年2月に予定をしておりました低レベルの放射性廃棄物の輸送については中止する方向で調整を行っております。

最後の⑤について、こちら、核物質防護規定変更認可申請というものになりますが、これについては、核物質を守るためのセキュリティー対策の充実のために必要なもので、申請の内容の中には技術的な評価の信頼性を確認する必要があるような内容が含まれていないことから、⑤については審査が進められることとなりました。

以上が、1月14日の原子力規制委員会の内容になります。

説明は以上となります。ありがとうございました。

○議長（原口康之君）

説明は終わりました。ただいまから質疑のほうに入るんですけど、今回は自分の考えを述べる場ではありませんので、質疑はあくまでも説明に対しての質疑ということでお願いをいたします。

それでは、皆さんのほうからお願いいたします。

石山議員。

○8番（石山和生君）

聞き逃していたら恐縮なんですけど、第三者委員会が立ち上がってどのくらい期間、調査期間が終わるとというのが目途になっていて、今回のこの件で再稼働の審査が止まったりしていると思うんですけど、再稼働における影響というのはどのくらいの期間といいますか、どのくらいは少なくとも遅れてしまうとか、そういったものはどのように考えているのか聞きたいです。

○議長（原口康之君）

松井グループ長。

○中部電力（株）浜岡地域事務所総括・広報グループ長（松井剛士氏）

今ご質問いただきました、まず、第三者委員会の調査の期間についてですけれども、第三者委員会で調査が進められますけれども、これをどのように調査を進めていくのか、あるいはどれぐらいの期間でということは、全て第三者委員会に委ねられておりますので、今後、調査は進められていきますけれども、当社としても、この第三者委員会の調査期間がどれぐらいかかるかということについては分かりませんので、こちらについては第三者委員会に必要な調査を実施していただくというふうに考えております。

もう一点、審査が止まります。このために再稼働に向けた審査が止まってしまうため、どれぐらいの期間がかかるのかといったところになりますけれども、今回審査が止まって、この後、当社が調査を進めて、また再発防止対策等をしっかりと実施をして、当社の実施する内容、あるいは技術的な内容等について信頼していただけるような状況にならなければいけないというふうに考えておりますので、こちらについても様々な調査を終えて再発防止対策を実施する必要がございますので、こちらの期間についても具体的にいつまでといったことは現時点では分からない状況と考えております。

○議長（原口康之君）

石山議員。

○8番（石山和生君）

承知いたしました。まだまだ調査次第で全然分からないということ。

あともう一点、20組の地震動のセットをたくさんつくって選んでいるということは、こういうことが起きたということは、そもそもこの20組、その結果、たくさんある結果で代表となる地震動に差が結構あったから、そういう事案が発生したということなのかなと思うんですけど、そもそもそれが差がたくさん出るものだとすると、そもそもこの調査の一つ目のセットが若干低過ぎたら、意味がないような気もしてきましたんですけど、これというのは、その差が、20個のセットをたくさんつくったときに差が大きいものなんですか。

○議長（原口康之君）

松井グループ長。

○中部電力（株）浜岡地域事務所総括・広報グループ長（松井剛士氏）

今ご質問いただきました、計算条件をランダムに変えて計算した際に差が大きくなるのではないかといったご質問でございます。この多数のセットを作成して、その中から選んでいるといった中で、どれぐらい差があったのかといったようなことについては、今後の調査の中でしっかりと確認をしていくことになるかと思えます。これまでは関係者の聞き取りの調査を進めてまいりましたので、今後、資料等を確認して、第三者委員会でもそういったところを徹底的に調査をしていただくことになるのではないかというふうに考えております。

○議長（原口康之君）

ほかは。

篠崎議員。

○2番（篠崎朗子君）

今も使用済核燃料があると思うんですけれども、今回は断層モデルを用いた手法ということで、南海トラフの場合は応答スペクトルに基づく手法というので計算されていると思いますので、南海トラフには耐えられるということによろしいですか。

○議長（原口康之君）

松井グループ長

○中部電力（株）浜岡地域事務所総括・広報グループ長（松井剛士氏）

今ご質問いただきましたように、南海トラフのプレート間地震についてどうなのかといったところでございます。おっしゃるとおり、使用済核燃料は、現在も使用済燃料プールのほうに貯蔵をしております。今回、新規制基準の基準地震の策定に関して、このような不適切な取扱いはございましたけれども、浜岡原子力発電所では、福島第一原子力発電所の事故以降、自主的に改造工事用の地震動というものを定めまして、燃料プールなどについてもその地震動に耐えられるといったことを確認してございます。

また、プールの中の使用済燃料については、かなり時間がたっておりますので、発熱量も非常に小さくなっております。そういった意味ではリスクも低減しておりますけれども、さらにこのプールの水を補給できるような設備を備えておりますし、多重多様な設備を備えております。

また、仮にそういった設備が使えなくなった場合でも、可搬型のポンプなどを使って燃料プールに水を補給することができるように我々備えておりますので、そういったもので安全性を確保してまいりたいと考えております。

○議長（原口康之君）

ほかは。

中山議員。

○1番（中山尚大君）

事実確認に関しては第三者委員会の報告を待つということで、今後注視させていただこうと思うんですけれども、今回の説明に関して、本日1月20日で、我々議会に対しての説明がちょっと遅いのではないかという気持ちがあるんですけれども、本日に至った経緯だとか、なぜ本日を設定したのかということ、具体的に日程の経緯をお聞きしてもよろし

いでしょうか。

○議長（原口康之君）

松井グループ長。

○中部電力（株）浜岡地域事務所総括・広報グループ長（松井剛士氏）

説明が遅いというようなご指摘、誠に申し訳ございませんでした。具体的な日程の調整がどうだったかといったところは、私も詳細には、申し訳ございません、把握はしておりませんが、当社が今回の事案を公表して以降、様々なところと調整をして、今回こちらの牧之原の市議会様への説明が、調整の中で本日になったというふうに理解をしております。

説明が遅くなったことについては、誠に申し訳ございませんでした。

○議長（原口康之君）

濱崎議員。

○14番（濱崎一輝君）

今回のこの事案に関しては、かなり前に行われていたものになりますけれども、なぜ、もっと早くに発見することができなかったのか、その組織体制が、そもそも本当に成り立っているのかということですね。その辺が、この時期になって発覚するということが自体が大きな問題だと思うんですけれども、この件に関してはどのように考えてるんですかね。

○議長（原口康之君）

松井グループ長。

○中部電力（株）浜岡地域事務所総括・広報グループ長（松井剛士氏）

ただいまご指摘いただきましたように、過去からこういった方法が行われていたことについて、現在まで分からなかったということについては、ご指摘のありましたように、組織的な背景も含めて、第三者委員会のほうで調査をしていただくとともに、当社といたしましても第三者委員会の調査と並行して、当社の社長がトップとなって社内の、特に原子力部門の組織風土ですとかガバナンス、コンプライアンスといったところの課題を洗い出して、抜本的に対策をしていこうということで現在取り組んでおります。

ですので、今ご指摘をいただきました点についても、しっかりとその点を調査をして、必要な対策を取っていきたいというふうに考えております。

○議長（原口康之君）

濱崎議員。

○14番（濱崎一輝君）

分かりました。それこそ、企業のトップだけが交代すればいいという話ではないものですから、組織全体の体制ですね、これを変えない限り、また似たようなことが起こり得るものですから、その点もししっかりと、第三者委員会を交えながら、しっかりと対応していただきたいと思います。

○議長（原口康之君）

松井グループ長。

○中部電力（株）浜岡地域事務所総括・広報グループ長（松井剛士氏）

ご指摘をいただきましてありがとうございます。いただいたご意見を踏まえて、しっか

り組織的な背景も含めて対策をしていきたいと思えます。

○議長（原口康之君）

ほかは。

名波議員。

○10番（名波和昌君）

2点ほどお聞きいたします。

1点目は、今回の事象の結果と本来の計算した結果の差異がどの程度あるかというのは、現時点では判明できていないという解釈でよろしいのか。

それから、2点目は、第三者委員会の委嘱事項の概要の中に、本事案に係る事実関係の調査等々と書いてありますが、その他調査が必要と認められた事項というのがありますので、本事案以外に原子力発電所のいろんなデータのところも第三者委員会の皆さんが調査をされるのかどうか、その2点についてお聞かせください。

○議長（原口康之君）

松井グループ長。

○中部電力（株）浜岡地域事務所総括・広報グループ長（松井剛士氏）

ご質問いただきました、まず1点目。今回の事案によって選定した地震動と本来あるべき地震動の差についてということをございますけれども、こちらについても今後の調査の中で詳細に明らかにしていただくこととなります。これまで社内での聞き取り調査を行ってまいりましたので、その段階での現在状況となりますので、今後明らかにしていただくこととなります。

もう一つ、第三者委員会での調査の内容について、その他のデータなどについても調査対象になるかといったご質問になります。こちらについては、第三者委員会が本事案を調査する中で、その調査結果を踏まえて、第三者委員会の中でほかの事案について、あるいはほかの項目についても調査が必要になるといったような判断がなされれば、必要に応じてほかの内容についても調査が行われるものと考えております。

以上になります。

○議長（原口康之君）

名波議員。

○10番（名波和昌君）

じゃあ、1点目、2点目ともに、いずれは第三者委員会の皆さんが公表されるという解釈でよろしいですか

○議長（原口康之君）

松井グループ長。

○中部電力（株）浜岡地域事務所総括・広報グループ長（松井剛士氏）

第三者委員会の中で具体的に何が調査が行われるのかといったところは、第三者委員会の中に委ねておりますが、今ご質問いただいた項目について、第三者委員会の中で、どこまで調査がなされるかということはまだ分かりませんが、そういった背景や詳細な内容について、何らかの調査が行われるものというふうに考えております。

○議長（原口康之君）

ほかは。

出縄議員。

○5番（出縄耀戸君）

今、名波議員の質問に関連するかもしれませんが、今までの不祥事のこと多々あり、市民や県民、あるいは国民からのかなりの不信感が今現在あると思うんですね。だんだん、だんだん日を追えば募ってくると思います。

今回の地震の揺れを過小評価していたということについてなんです、原発を必要としている企業様、そして市民の方々のためにも、不信感を拭うためにも、今後、例えば過去のデータも全て含めた上で、しっかりとした再検証を公表する。再検証した上で、透明性をもって公表するというご覚悟などはおありでしょうか、お聞かせください。

○議長（原口康之君）

豊田部長。

○中部電力（株）原子力本部本部長（豊田哲也氏）

ご指摘いただきましてありがとうございます。先ほど来、松井が説明させていただいたとおり、第三者委員会は、当社から独立、そして中立的な立場でということになってございます。その調査範囲につきましても、第三者委員会のほうでご判断されるということでありまして、逆に申し上げますと、私どもはここまでということになりますと、私どもがそこに入っていってしまうこととなりますので、独立、中立性という観点から、そこは判断されるということになると思います。

一方で、今、議員からご指摘のありました、我々がしっかり説明していかなければならないという点につきましては、今後、いろいろな局面において、我々も積極的に、皆様にまずは今回の事案ということになろうかと思っております。その後、原因が出て対策がというところになったときには、また我々としてしっかり説明をしてまいりたいというふうに思いますので、また、そういったところで何かお気づきの点がありましたら、ぜひ厳しくご指摘いただければと思います。ありがとうございます。

○議長（原口康之君）

ほかは。

加藤議員。

○11番（加藤彰君）

説明をしていただきました資料の21ページにある、組織的な改善に係る再発防止策を含むという、その辺についてでありますけれども、まず、これは新聞報道でしか分かりませんけれども、社内で手法に対して疑問の声が出ていたというような、そういった報道もございました。それに対して、その声が本当に出ていたのか。さらには、組織としてその声があった場合に無視をしたのか。それについてどうなのかについて、少しお聞きをしたいと思います。

○議長（原口康之君）

松井グループ長。

○中部電力（株）浜岡地域事務所総括・広報グループ長（松井剛士氏）

今ご質問いただきましたように、社内でこういった方法について疑問の声が出ていたのではないかといたところ、これまでの社内調査の聞き取りの中ではそういった疑問の声があったといった話も出ております。このときにそういったことに対してどのように対応

したのか、あるいはそこにどのような問題があったのか等については、今後詳細に調査をしていくこととなりますので、こちらについても第三者委員会の中で独立性・中立性をもって詳細な事実関係といったものが調査をされるものと考えております。ありがとうございます。

○議長（原口康之君）

加藤議員。

○11番（加藤彰君）

変わりました、15ページのところで説明をいただいた、概要の6行目最後のところですが、あわせて他の類似事案の有無等について報告するよう求めましたということに関連してですけれども、別の不正があった可能性があるというようなことだからというふうに捉えるわけですが、そのように捉えてよろしいでしょうか。

○議長（原口康之君）

松井グループ長。

○中部電力（株）浜岡地域事務所総括・広報グループ長（松井剛士氏）

こちらについては、その他に何か不適切な事案があったといったことを把握しているわけではございません。今回の事案を受けて、ほかに類似の事案がなかったのかどうかといったことも併せて経済産業省のほうに報告するように指示を受けております。

○議長（原口康之君）

ほかは。

木村議員。

○12番（木村正利君）

私のほうから、19ページのところの浜岡原子力発電所に係る許認可申請等に対する対応の中で、基本的にはこれだけ五つ項目出ているものは審査、検査を行いという今報告を受けたんですが、現実、やっぱり1号炉、2号炉の廃止作業って進んでるわけですよ。基本的にはやっぱり地元の人を含めて安心安全、放射性廃棄物を含めた中で、これをこれからそういったものが審査が止まって、長い間、いつ復旧するか分からない状況が続いていくと思うんですが、地元に対する対応的な説明の仕方というのは、これからどうやっていくのかというのは、対応は考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（原口康之君）

松井グループ長。

○中部電力（株）浜岡地域事務所総括・広報グループ長（松井剛士氏）

今回の事案について、また廃止措置などについて、地域の方々にどのようにご説明をしていくかといったところになります。今回の事案についてもそうですけれども、地域の皆様に非常に大変なご心配、ご迷惑をおかけしております。まずは今回の事案がどういったものであるのかといったところは、地域の皆様にも説明をしていきたいというふうに考えておりますので、例えば、地区ごとにご説明をさせていただくなど、今後、そういった機会を持たせていただきたいというふうに考えております。

○議長（原口康之君）

木村議員。

○12番（木村正利君）

ぜひ、この地域の方の放射性廃棄物に関わるところの心配というのは、かなり大きく持っておられます。そういった中で、基本的に本来あるべき姿が失墜したということも、私は残念でなりません。改めて地域の地域の方の安心を得るように、地元説明を含めて積極的にやっていっていただきたいなというふうに思います。

○議長（原口康之君）

松井グループ長。

○中部電力（株）浜岡地域事務所総括・広報グループ長（松井剛士氏）

ご意見をいただきましてありがとうございます。本当に地域の皆様にご心配、ご迷惑をおかけして申し訳ございません。今後しっかりと皆様のご心配に対してご説明をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（原口康之君）

ほかは。

中山議員。

○1番（中山尚大君）

今の関連ではありますけれども、地域の方に説明をされるということでしたけれども、そちらに関しても、やはり日程は早いほうがいいとは私は思うんですけれども、具体的な日程の目安だとか、今後のスケジュールに関してのお考えはありますでしょうか。

○議長（原口康之君）

松井グループ長。

○中部電力（株）浜岡地域事務所総括・広報グループ長（松井剛士氏）

今ご指摘いただきましたように、できるだけ早く我々も皆様にご説明をしたいと考えております。ただ、具体的なスケジュールについては、今後、ご相談をしていきたいというふうに考えております。

○議長（原口康之君）

ほかは。

副議長。

○15番（谷口恵世君）

ただいま、いろいろご説明いただきまして、市民の方々への不安というのをしっかり今後説明していっていただきたいなと思っております。

それに加えて、今、中部電力の社内の社員さんに関して混乱もやはり招いているかと思えます。牧之原市の市民意識調査でも、2025年の調査では、安全が確認できれば稼働したほうがよいという回答も4割を超えていまして、そういったところもございますし、牧之原市に、昨年9月に台風15号による竜巻災害が起きましたけれども、その際も中電の社員の皆様、関係者の皆様が迅速に対応していただいたということもありますので、そういった社員の皆様に対して、やはりこの組織体制というところで、一部のところでもし何かあったとして、すごく社内で混乱というものもあると思うんですけれども、その辺りの今現状と今後の対応というのは、どのようにしていくのでしょうか。

○議長（原口康之君）

豊田本部長。

○中部電力（株）原子力本部本部長（豊田哲也氏）

本当にありがとうございます。ある意味、温かいお言葉をいただいたと思います。社員につきましては、やはりこういった事案が発生したということで、相当程度の動揺があるところがございます。ただ、やはり社員の声を一つずつ聞きながら、私、やっぱり経営層としては、それに対して真摯に取り組むということだと思っておりますし、まずは先ほど来説明させていただいております、何が起きたのか、なぜそれが起きたのか、そういったことをしっかり把握した上で、できるだけ社員にも、そういった情報を開示しながら、やっていきたいというふうに思っております。

繰り返しになりますが、やはり組織、この原子力発電所を運営しておりますが、やはり人が最後やってもらうところでありまして。所員がしっかり頑張っていていただいているところは重々承知しておりますので、そこも含めて我々いま一度社員はもとより、皆様からもう一回支えてやると言っていたように、日々努力していきたいと思っておりますので、引き続きいろんなご指導いただければと思います。ありがとうございます。

○議長（原口康之君）

それでは、最後に私から少し。今回の件についての説明ということで、その件については分かったんですけど、今、副議長のほうからも少し出たんですけど、やはり地域とかの人に対して、信頼というのはあくまでも人と人のつながりというか、そういう部分があるので、やはり今回のこの件に関してはその信頼を失ったというのをすごく私は大きいのかなと考えているんですけど、先ほどから長い時間とか、その辺かけてしっかりとというようなことも伺ったんですけど、やはり信頼回復ってとても重要というか、ちょっとやそっとのことでは、やっぱり信頼回復ってできない部分もあるのかなという部分で、本当に中部電力さんには、しっかりとその辺取り組んでいただきたいなと思っております。その辺、今、豊田本部長のほうから出たんですけど、もう一度しっかりと対応していただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

豊田本部長。

○中部電力（株）原子力本部本部長（豊田哲也氏）

大変ありがとうございます。実は、私ども若干ちゅうちょしたところも実はございまして、地元御前崎の議員さんからはマイナス100だというふうに言われましたし、牧之原の市長からも、ちゅうちょせずに積極的に来なきや駄目だという強いお叱りもいただいております。私どもとしましては、やはりこれから、自分たちからできるだけお話をさせていただくということで、本当にこういう事案を起こして、大変皆様を裏切ったような形になって申し訳ないんですが、もう一度我々としては一つずつ積極的にお話をさせていただいて、そしていろいろなところで決まってきたもの、明らかになってきたもの、そういうのはまたお話できる機会があったら、またそこもというところで積み重ねてまいりたいと思っております。また教えていただければと思います。ありがとうございました。

○議長（原口康之君）

それこそ、これからいろんなことが、事実関係が出て、再発防止とかのあれも当然出てくるものだと考えておりますけど、その辺の出で、本当に実効性というか、その辺の部分もすごく報告とかいろいろな部分があるので、その辺についてももしっかり取り組んでいただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、以上で全員協議会を終了いたします。

[午前 11時49分 閉会]